

医療と保健

1 高齢者の医療

公的医療保険による医療

74歳までは国民健康保険や会社の健康保険、共済組合などの公的医療保険に加入します。

70歳からの医療保険（高齢受給者証）

医療保険に加入している人で、70歳～74歳の人には、医療保険から高齢受給者証が交付されます。

- 対象 70歳～74歳の人
- 資格 70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの人は誕生日当日）から。
- 診療を受けるとき

健康保険証と高齢受給者証の両方を医療機関に提示し、高齢受給者証に表示されている一部負担金の割合に応じた一部負担金を支払います。

※ 健康保険がきかない診療、差額ベッドなどは全額自己負担となります。

※ 入院時には、上記の一部負担金のほかに、食事にかかる費用の一部を負担していただきます。

※ 国民健康保険料は、保険料を支払った人に社会保険料控除が適用されます。



お問合せ先

- 渋谷区国民健康保険の加入者
国民健康保険課 資格賦課係
- その他の健康保険加入者

☎ 3463-1781
加入先の健康保険

後期高齢者医療制度による医療

「後期高齢者医療制度」は高齢者の独立した公的な医療制度です。平成20（2008）年4月1日に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき創設されました。

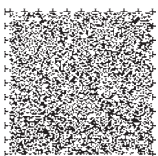
- ・制度の運営は、都内の全区市町村が加入した、「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。都道府県単位で運営を行うため、保険料率や給付などは、原則として都内で同じになります。
- ・渋谷区は、広域連合と連携し、被保険者の皆さんの身近な自治体として、窓口業務や保険料徴収などを行います。

- 対象
 - 75歳以上の人
75歳の誕生日から自動的に加入（生活保護受給者等は除く）
 - 65歳以上で一定の障害がある人
区市町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入

●保険証

「後期高齢者医療被保険者証」が一人に1枚交付されます。被保険者証は原則2年間有効です。

2年ごとに更新しますが、被保険者証の記載事項（一部負担金の割合等）に変更があった場合は、そのつど更新します。



●医療機関等にかかるときの自己負担の割合

医療機関等の窓口での支払いは医療費等の1割または3割です。
自己負担の割合は毎年8月1日に判定しています。

自己負担の割合	住民税課税所得（前年の1月から12月までの所得から算出）
1割	同じ世帯の被保険者全員がいずれも145万円未満の場合
3割	同じ世帯の被保険者のなかに145万円以上の方がいる場合

※住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。
（住民税が課税されている方は納税通知書等で確認できます。）

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は住民税課税所得が145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」（「保険料」の注参照）の合計額が210万円以下の場合には1割負担となります。

●3割負担から1割負担に変更できる場合があります。

住民税課税所得が145万円以上の場合でも、以下の条件を満たす方は、基準収入額適用申請を行い、認定されることで申請日の翌日より自己負担の割合が1割に変更となります。（毎年、申請が必要です。）

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準（前年の1月から12月までの収入で判定）
世帯に1人	収入額が383万円未満 （ただし、383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入の70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計が520万円未満）
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

※収入とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く）であり、必要経費や公的年金等控除などを差し引く前の金額（所得金額ではありません）です。

※土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます（所得が0円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入となります）。ただし、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得について、個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれません。

●保険料

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

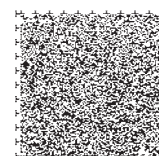
年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他道府県から転入した方は、その月から月割りで保険料を計算します。

〈令和2（2020）・3（2021）年度保険料〉



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

- ・均等割額と保険料率は東京都後期高齢者医療広域連合で決定しています。
- ・保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一です。
- ・保険料の均等割額と所得割額には、それぞれ軽減措置があります。



〈均等割額の軽減（令和2（2020）・3（2021）年度）〉

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の人の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）における世帯状況により行います。

〈所得割額の軽減（令和2（2020）・3（2021）年度）〉

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

〈被扶養者だった方の軽減〉

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料を軽減しています。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

※低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

●保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として介護保険料と同じ年金から引き落とされます（特別徴収）。

その年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が1回あたりの年金支給額の2分の1を超える人などは、納付書や口座振替などにより個別に納めます（普通徴収）。

※年度の途中で75歳に到達された人や転入された人は、当分の間普通徴収になります。

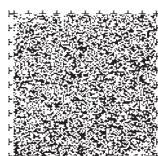
※口座振替を希望される人は、担当課にご相談ください。

※国民健康保険料の振替口座は引き継ぐことができません。新たに口座振替の手続きをお願いします。

※後期高齢者医療保険料は、保険料を支払った人に社会保険料控除が適用されます。

●給付

後期高齢者医療制度では、現物給付（医療サービスの提供）と現金給付（療養費の支給）が受けられます。



●医療費が高額になったとき（高額療養費）

月の1日から末日までの1か月ごとの自己負担額が表1の限度額を超えた場合は、限度額までを自己負担していただき、それを超えた場合は東京都後期高齢者医療広域連合が負担します。複数の病院・診療所・調剤薬局等で受診されている場合や同じ世帯に被保険者が複数いる場合は、自己負担を合算します。高額療養費が支給される場合は、事前に申請をしなくても、診療月から最短で4カ月後に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。お手元に届きましたら、同封の返信用封筒で渋谷区国民健康保険課高齢者医療係に送付してください。

なお、次回以降は初回申請時の指定口座に振り込みますので、再度の申請は不要です。

表1【1か月の自己負担限度額】

負担割合	所得区分		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円以上		252,600円+（10割分の医療費－842,000円）×1% 〈140,100円※3〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円以上		167,400円+（10割分の医療費－558,000円）×1% 〈93,000円※3〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円以上		80,100円+（10割分の医療費－267,000円）×1% 〈44,400円※3〉	
1割	一般		18,000円 （144,000円※2）	57,600円 〈44,400円※3〉
	住民税非課税等 ※1	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ		15,000円

- ※1 区分Ⅱ・・・住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ・・・ア 住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方
イ 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方
- ※2 計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日のうち、基準日時点（計算期間の末日）で一般区分または住民税非課税区分である被保険者について、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額）を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費（外来年間合算）として支給します。
- ※3 過去12か月間に高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。

●高額介護合算療養費

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、表2の自己負担限度額を超えると（500円以下は支給対象外）は、申請により、超えた額を後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれから支給します。該当者には毎年2月頃に、東京都後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。

お手元に届きましたら、同封の返信用封筒で渋谷区高齢者医療係に提出してください。

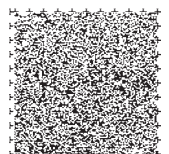


表2【平成30年度分以降】

負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険制度
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		212 万円
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		141 万円
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		67 万円
1割	一般		56 万円
	住民税非課税等	区分Ⅱ	31 万円
		区分Ⅰ	19 万円

◇このほか、住民税非課税世帯の人の入院時の食事代や国の定める特定疾病に該当する人には、減額制度があります。

●療養費

下記のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部の払い戻しが受けられます。

- やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったとき
- 医師が必要と認める、はり師、灸師、あんまマッサージ指圧師の施術を受けたとき（後期高齢者医療を取り扱う接骨院などで施術を受けた場合は、被保険者証を提示することにより、一部負担金を支払うだけで済みます）
- 骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたとき
- 輸血のために用いた生血代がかかったとき
- 海外に渡航中、治療を受けたとき

●葬祭費

渋谷区から「後期高齢者医療被保険者証」の交付を受けていた人が亡くなったときは、葬儀を行なった人に対して、葬祭費 70,000 円（後期高齢者医療制度 5 万円、渋谷区独自給付 2 万円）が支給されます。

※申請は、葬儀を行なった日の翌日から 2 年以内です。

その他の助成

●老人性白内障手術による特殊眼鏡等の助成

65 歳以上の人で、老人性白内障のため手術を受け、眼内レンズを挿入できないため特殊眼鏡またはコンタクトレンズが必要な場合、その費用の一部を助成します。ただし、本人の所得が基準以下に限ります。

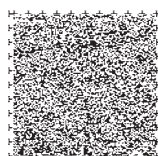
※申請は、手術の翌月 1 日から 1 年以内です。



お問合せ先

国民健康保険課 高齢者医療係

☎ 3463-1897



2 予防接種

高齢者を対象に下記の予防接種を実施しています。対象者は、法定接種期間内であれば無料で接種できます。東京 23 区の指定医療機関で接種することができます。

高齢者肺炎球菌予防接種

●対象

過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人で、(1) または (2) に当てはまる人

(1) 年度の末日 (3月31日) 現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人

※令和 6 (2024) 年度からは年度の末日 (3月31日) 現在 65歳の人のみになる予定

(2) 60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する人 (身体障害者 1級程度の人)

※ (1) の人には 4月末に予防接種記録票とお知らせを送付します。

(2) の人は感染症対策係へご連絡ください。

※未接種の場合でも、一度対象になった人は今後対象となることはありません。

※対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。

●法定接種期間

4月1日から翌年3月31日まで

高齢者インフルエンザ予防接種

●対象

(1) または (2) に当てはまる人

(1) 12月31日現在 65歳以上で、接種日に 65歳以上の人

(2) 60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する人 (身体障害者 1級程度の人)

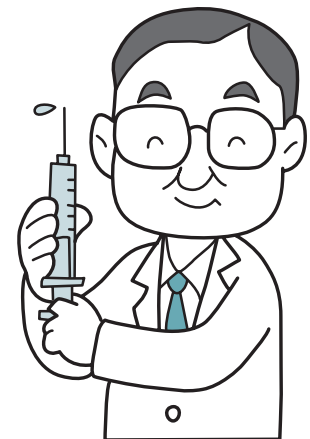
※対象の人には 9月末に予防接種記録票とお知らせを送付します。

(2) に当てはまる新規の人は感染症対策係へご連絡ください。

●法定接種期間

10月1日から翌年1月31日まで

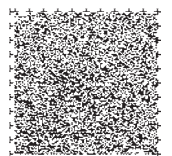
※10月3日から1月1日生まれの人は、満 65歳の誕生日の前日から1月31日まで



🔍 お問合せ先

地域保健課 感染症対策係

☎ 3463-2416



3 健康診査・検診

健康診査

- 受診対象 渋谷区の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人は、下記の表により健康診査を受けられます。健康診査にかかる費用は無料です。

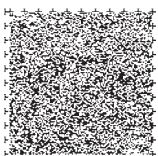
※ただし、介護保険施設、障害者福祉施設に入所中の人などは対象外です。

対象年齢	健診項目	受診場所	制度名：お問合せ先
渋谷区国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人	●基本項目 (問診、身体測定、 血圧測定、診察、 尿検査、血液検査)	渋谷区特定健診 委託医療機関	【特定健康診査】 国民健康保険課・経理係 ☎ 3463-1768
渋谷区後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の人 ※65歳以上で障害認定を受けている人を含みます。	●渋谷区独自項目 (胸部 X 線 (65歳以上は必須)、眼底検査、 心電図)	渋谷区健康診査 実施医療機関	【後期高齢者健康診査】 国民健康保険課 高齢者医療係 ☎ 3463-1897

- 受診期間

受診月 誕生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
4月～7月生		第1期受診期間									
8月～11月生					第2期受診期間						
12月～3月生								第3期受診期間			

※受診券などは各期の最初の月の中旬までに個別に送付します。



がん検診

胃（バリウムX線検査）・大腸・肺がん（年1回）、胃（内視鏡検査）・子宮・乳がん（2年に1回）の一次検診希望者は無料で検診を受けられます。



成人歯科健康診査

歯周疾患などを早期に発見し、予防・改善するための健診を行います。対象者には受診券と実施医療機関一覧を送付します。指定の医療機関で受診してください。

●対象

年度の末日（3月31日）現在、

20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の人

●受診期間

① 誕生月が 4月から 7月まで…5月から 8月まで

② 誕生月が 8月から 11月まで…8月から 11月まで

③ 誕生月が 12月から 3月まで…11月から 2月まで

※受診券が届いたときから有効期限まで利用できます。

口腔機能維持向上健康診査

口腔機能低下を防ぐための健診・保健指導を行います。対象者には受診券と実施医療機関一覧を送付します。指定の医療機関で受診してください。

●対象

年度の末日（3月31日）現在、

75歳、80歳、85歳、90歳の人

●受診期間

① 誕生月が 4月から 7月まで…5月から 8月まで

② 誕生月が 8月から 11月まで…8月から 11月まで

③ 誕生月が 12月から 3月まで…11月から 2月まで

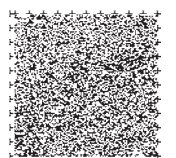
※受診券が届いたときから有効期限まで利用できます。



お問合せ先

中央保健相談所 保健予防係

☎ 3463-2433



4 診 療

休日診療

日曜日、祝休日、年末年始に区民健康センター桜丘（9時～13時、14時～18時）で、応急的な診療を行なっています。



お問合せ先

区民健康センター桜丘（文化総合センター大和田1階）

☎ 3464-3478

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

☎ 5272-0303

夜間診療

土曜日・日曜日、祝休日、年末年始の夜間（18時～21時）に急病発生が発生したときなど、区民健康センター桜丘で診療します。直接お越しください。



お問合せ先

区民健康センター桜丘（文化総合センター大和田1階）

☎ 3464-3478

休日応急歯科診療

日曜日、祝休日、年末年始の9時～17時まで渋谷区口腔保健支援センター プラザ歯科診療所（ひがし健康プラザ内）で、応急的な診療を行なっています。

※輪番制の診療所は、9時～13時（GWなどの連休は9時～17時）となります。



お問合せ先

渋谷区口腔保健支援センター プラザ歯科診療所
（東3-14-13 ひがし健康プラザ内）

☎ 5466-2770

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

☎ 5272-0303

障害者等歯科診療

障害者や高齢者など一般の歯科診療所では診療が困難な人のため、土曜日の9時～17時に、渋谷区口腔保健支援センター プラザ歯科診療所（ひがし健康プラザ内）で診療を行なっています。また、木曜日（月2回）の13時～17時まで、歯科衛生士による口腔保健指導を行なっています。

※診療、保健指導を希望する人は、事前に電話で予約してください。



お問合せ先

渋谷区口腔保健支援センター プラザ歯科診療所
（東3-14-13 ひがし健康プラザ内）

☎ 5466-2770

